

番号	概		要	
1	食中毒の概要（詳報）参照		平成8年1月5日プレス発表	
	摂取場所	勤務先会社	発生場所	勤務先会社
2	<p>1月29日8時50分、立川市内ホテル支配人から、1月23日に同ホテルにおいて新年会を開催した会社員グループのうち複数が食中毒症状を呈している旨、立川保健所へ連絡があった。</p> <p>調査の結果、新年会に参加した49名のうち37名が、1月24日21時から25日22時にかけて、吐き気、おう吐、腹痛、下痢等の症状を呈していたことが判明した。</p> <p>当日、同ホテルで会食を行った他利用者（6グループ 229名）からは同様な症状を訴えるものはいなかった。また、患者・従事者ふん便、施設拭き取りおよび参考食品等から原因と考えられる食中毒起因菌は検出されなかった。しかし、患者らの共通食が他にないことから、当該施設が原因施設と特定された。</p>			
	摂取場所	飲食店（ホテル）	発生場所	自宅ほか
3	<p>2月2日12時30分、大田区内の会社員から渋谷区保健所に届出があった。1月25日19時から会社員ら19名が送別会で渋谷区内飲食店で会食を行ったところ、うち12名が1月25日23時30分から27日23時にかけて、おう吐、下痢、腹痛、発熱の症状を呈していた。患者の共通食は当該店での会食のみであることから当該店舗を原因施設と特定した。</p> <p>なお、細菌検査の結果、患者ふん便から食中毒起因菌は検出されず、患者の症状、潜伏時間（平均33時間）および喫食状況から原因として生食用カキが推定された。</p>			
	摂取場所	飲食店（一般）	発生場所	自宅ほか
4	<p>1月31日12時20分、中央区内在住者から1月27日昼頃、新宿区内百貨店の催事で弁当を購入し同日13時30分親族4名で喫食したところ、1月28日23時頃より食中毒様症状を呈したとの届出があった。その後、26日に同じ弁当を喫食した家族3名のグループから百貨店に全員が発病したとの連絡があったことが判明した。</p> <p>この弁当は、1月25日から30日の間に103個販売されているが、購入者がフリー客であるため、届出があった者以外の発病の有無については調査不能であった。</p> <p>細菌検査の結果、患者のふん便からサルネリ・エンテリデイスを検出し、また、催事終了後に食材仕込場へ返品された当該弁当に使用された錦糸卵残品から同菌を検出したことから、弁当に使用された錦糸卵が原因食品と特定された。</p>			
	摂取場所	家庭	発生場所	自宅ほか
5	食中毒の概要（詳報）参照		平成8年1月30日プレス発表	
	摂取場所	家庭	発生場所	自宅
6	<p>2月1日15時、国立市在住者から、1月29日16時30分に友人と2名で同市内の飲食店で食事をしたところ、食後1時間後にめまい、腹痛、おう吐の症状を呈し、医師に受診したところ食中毒と診断された旨、届出があった。</p> <p>患者ふん便から食中毒起因菌を検出せず、また、患者宅並びに当該飲食店について調理器具の拭き取り、参考食品、ふん便から食中毒起因菌は検出されなかった。</p> <p>また、同店の当日の利用客499名から同様の症状を呈した者は確認されなかった。</p> <p>以上のことから、原因食品、病因物質等は不明であった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅

番号	概要			
7	<p>2月7日11時頃、福生市内のホテル支配人から、2月4日11時30分から同ホテルで行われた立川市内の会社が主催した会食に参加した招待客および同社員のうち約30名が食中毒様の症状を呈している旨、福生保健所に届出があった。</p> <p>その後の調査で、当日同一メニューの料理で当該社員グループ48名の他に1グループ13名が利用しており、62名のうち38名が2月4日から7日にかけてはき気、下痢、発熱等の症状を呈していることが確認された。患者の共通食は同ホテルでの会食（懐石料理）のみであることから、当該懐石料理を調製した同ホテル内の和食レストランを原因施設として特定した。</p> <p>一方、細菌検査の結果は、食品残品、参考食品、拭き取り、患者・従事者ふん便からは原因と考えられる食中毒起因菌は検出されなかったが、患者ふん便からSRSVを検出した。</p> <p>本件は、潜伏時間、症状等から献立中の生食用カキが疑われた。</p>			
	摂取場所	ホテル	発生場所	自宅ほか
8	食中毒の概要（詳細）参照		平成9年3月1日プレス発表	
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅ほか
9	<p>2月27日15時頃、港区内病院職員医務係から、2月23日19時同病院の職員21名が中央区内飲食店で会食を行ったところ、複数名が24日未明から吐き気、おう吐、腹痛、下痢等の食中毒様症状を呈したとの届出が港区芝保健所にあった。</p> <p>患者17名は2月24日0時から25日23時10分にかけて発症しており、共通食は当該飲食店での食事のみであり発症者全員が「カキのグラタン」を喫食しており、これに使用したのと同ロットの生食用殻付カキを喫食した同店従業員4名のうち3名も25日に同様の症状を呈していた。このことから、原因食をカキのグラタン及び生食用殻付カキと特定した。</p> <p>なお、細菌検査の結果、拭き取り、食品（参考品）及び、患者・従業員ふん便からは食中毒起因菌は検出されなかったが、患者ふん便からSRSVを検出した。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅ほか
10	<p>2月28日10時、葛飾区内の飲食店の代表者から同店利用者から食中毒症状を呈したとの苦情を受けている旨、葛飾保健所に届出があった。</p> <p>患者らは、葛飾区内会社の関係者で2月24日18時から16名で当該店において送別会を行い会食しており、うち9名が2月24日20時30分から27日7時にかけて、吐き気、おう吐、腹痛、下痢等の食中毒症状を呈した。</p> <p>拭き取り、食品、患者・従事者ふん便からは原因と考えられる食中毒起因菌は検出されなかった。しかし、疫学調査から当該店の会席料理（カキポン酢和え推定）を原因食とする病因物質不明の食中毒と確定した。</p> <p>なお、患者ふん便からSRSVを高率に検出した。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	勤務先ほか
11	<p>2月25日14時25分、青梅市内病院医師から衛生局夜間休日案内に受診した患者1家族4名について食中毒の疑いがあるとの通報があった。</p> <p>患者は、福生市内の家族4名で2月23日から24日にかけて千葉県内の友人宅に出掛け、帰宅途中の24日21時30分から25日1時30分頃にかけて、吐き気、おう吐の症状を呈した。</p> <p>宿泊した友人宅の家族4名には異常がなく、また、患者家族の利用した複数の飲食施設の調査においても、発病との因果関係を認める結果は得られなかった。</p> <p>なお、患者ふん便、および患者利用施設関係の拭き取り、食品（参考品・残品）等からは食中毒起因菌は検出されなかった。</p> <p>以上のことから、原因食品、病因物質は不明であった。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	勤務先ほか

番 号	概 要			
12	<p>3月1日14時5分、千代田区内の銀行健康管理センター内科医師から、2月27日千代田区内飲食店で歓送迎会を行った行員35名のうち11名が2月28日から3月1日にかけて、下痢、腹痛、おう吐の食中毒症状を呈しているとの通報が神田保健所にあった。</p> <p>同保健所の調査により、行員グループを含め2月26日から3月1日に利用した予約8グループ96名のうち30名の患者発生が確認され、同店の宴会料理を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>なお、食品残品および参考品、拭き取り、患者・従事者ふん便からは食中毒菌は検出せず病因物質は不明であった。</p>			
	撮 取 場 所	飲食店	発 生 場 所	自宅ほか
13	<p>3月21日、目黒区内医師から麴町保健所に町田市内短大の卒業生および教職員らが3月19日17時から千代田区内ホテルで謝恩会を行い会食したところ3月20日午後から吐き気、おう吐、腹痛、下痢、発熱等の症状を呈しており、食中毒の疑いがあるとの届出があった。</p> <p>同短大生らは謝恩会の前日の3月18日にも町田市内の短大キャンパス食堂で、卒業記念祝賀会を行っていることが判明した。両施設の調査結果からは原因施設を特定できなかった。</p> <p>また、患者ふん便等細菌検査では、本食中毒事件の原因菌と考えられる食中毒起因菌は検出されなかった。</p> <p>以上のことから、原因食品、病因物質は不明であった。</p>			
	撮 取 場 所	不明	発 生 場 所	自宅ほか
14	食中毒の概要（詳報）参照			
	撮 取 場 所	研修センター	発 生 場 所	宿泊先ホテルほか
15	<p>4月18日、板橋区内小学校に在籍する児童の保護者から匿名で、関西方面に修学旅行に行った同小学校の6年生複数が食中毒症状を呈しているとの情報が、食品保健課食中毒調査係にあった。</p> <p>志村保健所の調査により、同小学校の児童ら130名が4月10日から13日まで奈良、京都に修学旅行を行ったところ、うち88名が4月10日12時から19日16時にかけて腹痛、下痢の症状を訴え、検便を実施した105名のうち71名からサルモネラ・エンテリティスを検出した。修学旅行前の4月8日及び9日は給食の実施はなく、患者らの共通食は旅行中の食事に限られることが判明した。しかし、修学旅行中に複数の施設利用があり、調査時に検食等の残品はなく、調査および検査結果からは原因施設、原因食品等を特定するに至らなかった。</p>			
	撮 取 場 所	不明	発 生 場 所	自宅ほか
16	食中毒の概要（詳報）参照			
	撮 取 場 所	家庭	発 生 場 所	自宅ほか
17	<p>4月17日11時板橋区内の会社代表者から、4月12日18時から豊島区内の飲食店で会食を行った社員22名のうち多数が13日から下痢、おう吐、発熱、腹痛等の症状を呈しているとの連絡が池袋保健所にあった。</p> <p>当該飲食店を4月12日から15日までの間に利用した調査可能であった34名のうち、23名が発病していることが判明した。細菌検査の結果、拭き取り、食品、患者・従事者ふん便からは食中毒起因菌は検出されなかった。しかし、5名の患者ふん便からSRVを検出したこと、また、岩ガキを喫食している者だけに発病がみられることから岩ガキが原因食と推定された。</p>			
	撮 取 場 所	飲食店（一般）	発 生 場 所	自宅ほか
18	食中毒の概要（詳報）参照			
	撮 取 場 所	家庭	発 生 場 所	自宅ほか

番 号	概 要			
19	<p>5月28日9時15分、足立区内病院の婦長から、5月22日から23日にかけて激しい下痢のため入院した家族3名について検便を行ったところ、3名ともサルモネラを検出し、院長が食中毒と診断した。との通報が足立保健所にあった。</p> <p>患者は、足立区在住の1家族3名(母、子2名)で家族全員が、5月22日3時から同日10時にかけて発病していた。発病前数日間の喫食状況から家族3名に共通する食事は、家庭での夕食のみであることが判明し、患者便からはサルモネラ・ティフィムを検出したが、拭き取り、食品(参考品)からはサルモネラは検出されず、食品を特定することはできなかった。</p>			
	摂取場所	家庭	発生場所	自宅ほか
20	<p>6月10日、東大和市内にある病院医師から、下痢症状の受診患者1名について、検便を実施したところ病原性大腸菌(O157)と推定される菌が検出された。との食中毒届出が東村山保健所にあった。</p> <p>患者は6月1日から腹痛、下痢(水様)の症状を呈していた。また、他家族3名からの発病はみられず、また、勤務先においても同様の発病者はいなかった。調査時、患者はすでに回復しており、また、病院での検便は外部の検査機関に委託されていたが、菌株は既に廃棄されており確定には至らなかった。</p> <p>以上から、本件は原因食品は不明、病因物質は不明(病原大腸菌 血清型 O157 推定)の食中毒となった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	東大和市内
21	<p>6月6日世田谷区内病院事務長から、同病院医師の診察した事業団バレーボール部員の数名が食中毒症状を呈している旨、砧保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは、6月2日夜から6月6日朝にかけて、腹痛、下痢、発熱等の症状を呈していた。また、同バレーボール部員の喫食調査から、患者に共通する食事は、5月27日から31日まで、勤務先に隣接する同会社研修センター内の食堂で調製された夜食と、6月1日から2日に群馬県内での練習試合の際に利用した施設(5施設)の食事であった。しかし、関係施設の調査では、他の利用客からの苦情がなくまた、群馬県で実施した拭き取り等の検査結果から、食中毒起因菌が検出されなかった。</p> <p>以上から、原因施設を特定することはできなかった。</p> <p>なお、複数の患者ふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出したことから、同菌を原因物質として確定した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	寮
22	<p>6月13日17時00分、匿名の者から立川保健所に、昭島市内にある夫の勤務先で食中毒症状を呈している者がいるとの届出があった。</p> <p>勤務先の調査の結果、12名の従業員が7日22時00分から12日1時10分にかけて下痢、腹痛、おう吐等の症状を呈しており、患者ふん便から毒素原性大腸菌 O25が検出された。</p> <p>患者の共通食は社員食堂の食事のみであり、同食堂の従事者ふん便からも毒素原性大腸菌 O25が検出されたことから、社員食堂の食事を原因とする食中毒と断定した。</p>			
	摂取場所	集団給食(要許可)	発生場所	事業所
23	食中毒の概要(詳報)参照			
	摂取場所	自宅ほか	発生場所	自宅
24	食中毒の概要(詳報)参照			
	平成8年7月30日プレス発表			
	摂取場所	勤務先会社等	発生場所	自宅ほか

番号	概 要	
25	<p>6月19日、江戸川区在住者から6月17日に三宅島へ釣りに行き釣り船上で民宿が調製した弁当を喫食したところ、食中毒様症状を呈したとの届出が小岩保健所にあった。</p> <p>届出者他8名は平成8年6月17日5時頃に船で三宅島に到着し、6時に民宿から弁当6個を受け取り釣り船で6名が9時から11時までの間にそれぞれが弁当を喫食したところ、うち4名が同日12時から18日4時30分までに吐き気、おう吐、下痢等の症状を呈していた。</p> <p>この弁当は民宿で同日3時30分頃に調製された後、受渡しまで室温保存されており、その後釣り船内においても常温で保管されていたことから、調製から喫食までに5時間から7時間半の間、常温に置かれていたことになる。また、細菌検査の結果、患者ふん便、拭き取り等から黄色ブドウ球菌を検出した。以上から、当該弁当を原因食品とする黄色ブドウ球菌食中毒と特定された。</p>	
	摂取場所	釣り船上
	発生場所	釣り船下船後
26	<p>食中毒の概要（詳報）参照</p> <p>平成8年7月1日プレス発表</p>	
	摂取場所	飲食店
	発生場所	自宅、勤務先ほか
27	<p>6月29日、目黒区内の病院医師から、入院患者1名の検便からサルモネラを検出した旨、碑文谷保健所に届出があった。</p> <p>患者は6月22日午前9時に自宅で下痢、腹痛、発熱、吐き気等の症状を呈していた。しかし、患者の周辺には類似患者はなく、発病から届出までに日数を要しており単発事例でもあり原因食品等は特定不能であった。</p> <p>なお、同病院で実施した患者検便に由来するサルモネラの菌株を検査したところ、<i>サレネ・インテリテリス</i>と判明したことから、病因物質を同菌と特定した。</p>	
	摂取場所	不明
	発生場所	自宅
28	<p>6月27日、川崎市衛生局から都衛生局に、「6月26日川崎市内の医院から下痢、腹痛等の食中毒様症状を呈している患者4名を診察した旨、管轄保健所に連絡があり、患者らは多摩市内ホテルの飲食店を利用していることが判明した。」との通報があった。</p> <p>川崎市が患者の調査を行い、多摩保健所が施設の調査を行ったところ、患者らは6月23日11時30分から14時00分にかけて同施設で会食を行っており、うち7名が6月23日20時より6月24日20時にかけて腹痛、下痢、発熱等の症状を呈していた。また、患者の共通食は同施設における会食料理以外にはなかった。なお、同施設の当日の利用客は予約5グループ26名を含む154名であったが、患者らと完全に同一メニューは提供されておらず、他利用者からの発症は確認できなかった。</p> <p>一方、細菌検査の結果、患者ふん便から共通してサルモネラが検出され、また、従事者ふん便から患者ふん便と同一血清型の<i>サレネ・インテリテリス</i>を検出した。</p> <p>以上から、当該施設の会席料理を原因食品、<i>サレネ・インテリテリス</i>を病因物質と特定した。</p>	
	摂取場所	飲食店
	発生場所	自宅
29	<p>7月4日15時30分、国立市内診療所の医師から検便から、サルモネラを検出した患者1名について食中毒の届出が立川保健所にあった。</p> <p>小金井保健所の調査で、患者（国分寺市在住）は6月23日1時から下痢、発熱、吐き気等の症状を呈していたが、患者の家族には同様の発病はなかった。また、患者の喫食状況の調査で発病前3日は自宅での食事のみであることから、家庭での食事が原因であると考えられた。さらに、発病5時間前に半生の状態の鶏卵入りみそ汁を喫食しており、それに使用された鶏卵は割卵後12時間冷蔵保管したものであることから、それが原因として推定された。</p>	
	摂取場所	家庭
	発生場所	自宅

番 号	概 要			
30	<p>7月1日9時、横須賀市内の病院医師から所轄保健所に、診察した患者について食中毒であるとの届出があった。</p> <p>6月27日昼、患者は中央区内会社の同僚2名と、同区内の飲食店でランチメニューの1つであるS弁当を喫食したところ、うち2名が6月28日7時頃から腹痛、下痢等の症状を呈した。なお、発病者2名の共通食は他になく、また、6月26日から7月1日にかけてランチメニューを喫食した19名のうち7名が発症していることが確認された。一方、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出されたことから同店のランチメニューが原因の腸炎ビブリオ食中毒であると特定した。</p>			
	撮 取 場 所	飲食店（一般）	発 生 場 所	自宅ほか
31	<p>6月27日、台東区内の会社員から、6月26日18時頃から港区内の飲食店で9名で会食したところ、うち3名が27日7時30分頃から腹痛、下痢等の症状を呈したとの届出が赤坂保健所にあった。</p> <p>その後の調査で、届出グループを含め6月25日及び6月26日の同店利用客187名（14グループ）のうち43名が同様の症状で発病していたことが確認された。患者の共通食は同店の会食料理以外にはなく、メニューの1つの冷菜が1～2日前より調理され冷蔵庫内に保管されていることから、原因食と推定された。しかし、細菌検査の結果、拭き取り、食品（参考品）、従事者ふん便からは食中毒起因菌は検出されず、患者ふん便からのみ腸炎ビブリオを検出した。</p> <p>以上から、同店の会食料理を原因とした腸炎ビブリオによる食中毒と特定した。</p>			
	撮 取 場 所	飲食店（一般）	発 生 場 所	自宅ほか
32	<p>7月12日14時30分、世田谷区内クリニック医師から、7月1日に受診した患者の検便からカビロウキ・ジュニを検出したとの、食中毒の届出があった。</p> <p>患者は、6月29日朝から下痢（水様）、発熱、頭痛等の症状を呈していた。しかし、発病から探知までに長期間を経ているため、喫食状況から原因食品を調査、特定することはできなかった。</p> <p>また、調査時に医療機関で実施した検便についての菌株は委託検査機関で廃棄されており、行政での確認検査ができなかった。</p> <p>以上のことから、原因食品、病因物質の不明の食中毒事件として処理された。</p>			
	撮 取 場 所	不明	発 生 場 所	千葉県内
33	<p>6月30日、渋谷区内医療機関から渋谷区保健所に食中毒患者を診察したとの連絡があった。</p> <p>患者らは、港区内の飲食店の従業員であり、調査により同店の従業員14名が6月30日0時～同日6時にかけて吐き気、おう吐、下痢、腹痛等の症状を呈していた。同店の利用者からは発病はなく、喫食調査、原因菌と判明した腸炎ビブリオの潜伏時間等から6月29日10時30分からの賄い食のマグロ中落ち丼と特定された。なお、この食事は同店の従業員20名が喫食していた。</p> <p>細菌検査の結果では、拭き取りおよび食品（6月29日夕賄い食残品）からは食中毒起因菌は検出されなかったが、患者ふん便から高率に腸炎ビブリオを検出した。</p> <p>以上から、原因食品をマグロ中落ち丼、病因物質を腸炎ビブリオと特定した。</p>			
	撮 取 場 所	職場（飲食店、従業員賄い食）	発 生 場 所	自宅ほか
34	食中毒の概要（詳報）参照			
	撮 取 場 所	自宅ほか	発 生 場 所	自宅ほか
35	<p>7月1日世田谷区内在住者から、「6月30日18時41分に目黒区内飲食店（弁当屋）にて購入した「そばろ弁当」を家族4名で同日20時頃から22時頃に自宅で喫食したところ7月1日2時～4時頃にかけて3名がおう吐、吐き気、下痢、腹痛等の症状を呈し、うち1名が目黒区内病院に救急入院した。」との届けが碑文谷保健所にあった。</p> <p>他の利用客からの発病は確認されなかったが、細菌検査の結果で拭き取り検体のうち従業員手指および調理器具（おにぎり型）、従業員ふん便、患者ふん便から黄色ブドウ球菌（コアグラーゼⅦ型）が検出された。また、当該店では当日は日曜日であったため、平日より客足が少なく営業時間を延長し調整後8時間の常温陳列販売を行っていたことが判明した。当日は、猛暑であり原因菌に汚染された弁当は、その時間帯に増菌の機会を得たものと推定された。</p> <p>以上から、原因食品を「そばろ弁当」、病因物質を黄色ブドウ球菌と特定した。</p>			
	撮 取 場 所	家庭	発 生 場 所	自宅

番号	概要		要	
36	<p>7月5日11時30分、千代田区内事業所の在勤者から、同僚2名が下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈し、2名とも入院している旨、麴町保健所に通報があった。</p> <p>患者らの喫食状況調査から、複数の共通利用施設があることが判明した。その中で、7月3日12時頃に千代田区内飲食店で、牛丼定食を喫食しており、その施設の調査過程で実施した細菌検査で施設拭き取り（床排水口付近）、従業員ふん便11検体のうち3検体から <i>サルモネラ・エンテリティス</i> を検出した。</p> <p>同店では、当日は牛丼定食が13食提供されており、また、11名の従業員が賄い食として喫食していたが、他利用客から発病は確認されなかった。</p> <p>一方、患者ふん便からも同菌が検出されていることから、原因食品を当該店が調製した牛丼定食、病因物質を <i>サルモネラ・エンテリティス</i> と特定した。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	帰宅途中ほか
37	<p>7月5日11時10分、西多摩郡瑞穂町内の診療機関医師から、食中毒の届出が福生保健所にあった。</p> <p>調査により、同患者は勤務先の瑞穂町内の小学校の職員13名と7月3日17時から羽村市内の飲食店において会食しており、うち7名が7月4日6時20分から同日18時30分にかけて、腹痛、下痢、吐き気等の症状を呈していたことが判明した。</p> <p>発病者に共通する食事は、同飲食店での食事と勤務先小学校の給食であることが判明したが、同様に給食を喫食している小学校の児童および他の職員から同様の症状を呈した者はいなかった。</p> <p>一方、細菌検査の結果、患者ふん便および当該飲食店の食品残品から腸炎ビブリオを検出した。</p> <p>以上から、当該飲食店での会食を原因とする腸炎ビブリオによる食中毒と断定した。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅ほか
38	<p>7月11日10時40分、目黒区内の病院医師から受診患者1名の検便から腸炎ビブリオを検出したとの届出が碑文谷保健所にあった。</p> <p>調査により、同患者は7月4日9時から下痢、腹痛、吐き気等の症状を呈しており、患者の住所地には、他に発症者は確認されなかった。また、患者が発病してから届出までに1週間を経過しているうえ単発事例でもあり、原因追及できなかった。</p> <p>当初、医師からの通報では、患者検便から腸炎ビブリオを検出したとのことであったが、都衛研で実施した菌株の行政確認および同医師による病院の委託検査機関への再確認により、共に NAGビブリオが確認されたことから、同菌を病因物質と確定した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
39	<p>7月15日14時20分、豊島区内の病院医師から食中毒の患者を診察した旨の届出が池袋保健所にあった。</p> <p>患者は、7月4日13時に友人と2名で新宿区内のファーストフード店での食事直後、腹痛、下痢等の症状を呈し、7月6日同病院を受診したものである。病院で実施した検便からは、サルモネラが検出された。</p> <p>発病から11日を経過してからの探知であり、また、患者の食事に関係している自宅およびバイト先のレストランの調査については、患者の協力が得られず、食品は特定できなかった。</p> <p>なお、病院で実施した検便由来の菌株を都衛研で確認検査したところ、<i>サルモネラ・エンテリティス</i> と判明した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
40	<p>7月9日、世田谷区内の医院医師から、診察した同区内にある事業所の寮在住者3名について食中毒の届出が梅丘保健所にあった。</p> <p>保健所の調査により、同寮の食事を喫食している23名のうち、寮母を含め12名が7月6日8時30分から8日17時にかけて、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していたことが判明した。</p> <p>また、患者の共通食は寮で提供された食事のみであるが、残品もなく、喫食状況から原因食品を特定するに至らなかった。</p> <p>なお、細菌検査の結果、検食を含む食品残品および拭き取りからは原因と考えられる食中毒起因菌は検出されなかったが、患者を含む寮の食事の喫食者9名のふん便から、<i>カンピロバクター・ジジニ</i> を検出した。</p> <p>以上から、寮の食事を原因食とする <i>カンピロバクター・ジジニ</i> による食中毒事件と確定した。</p>			
	摂取場所	寮	発生場所	寮

番 号	概 要			
41	食中毒の概要（詳報）参照			
	撮 取 場 所	家庭	発 生 場 所	自宅
42	<p>7月24日16時30分、大田区内の診療所医師から受診患者1名の検便から病原性大腸菌が検出したとの食中毒の届出が蒲田保健所にあった。</p> <p>患者は大田区内在住の一人暮らしの高齢者で、7月14日9時頃から自宅にて、腹痛、粘性下痢等の症状を呈していた。なお、近隣より類似患者の発生はなかった。</p> <p>また、患者は、自宅で一人で食事を摂ることが多いが、発病前の食事内容がほとんど思い出せないとのことであった。</p> <p>一方、都衛研で同菌の菌株の毒素について検査を行ったところ、易熱性毒素、耐熱性毒素、ペロ細胞毒素いずれも陰性であった。</p> <p>以上から、原因食品、病因物質いずれも不明の食中毒事件として処理した。</p>			
	撮 取 場 所	不明	発 生 場 所	自宅
43	<p>7月18日9時40分、葛飾区内の診療所医師から受診患者3名（家族）を食中毒と診断した旨、葛飾保健所に届出があった。</p> <p>患者は、葛飾区内在住の家族4名で、7月16日9時から同日21時にかけて、腹痛、下痢、発熱等の症状を呈していた。</p> <p>細菌検査の結果、家庭の台所の拭き取りからは原因と考えられる食中毒起因菌は検出されなかったが、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出された。</p> <p>また、潜伏時間を考慮すると、7月15日の食事が原因と考えられるが、患者の喫食状況では7月15日の夕食に、イカの刺し身、甘エビ刺し身、マーボ豆腐、インゲンのお浸し、米飯、漬物（キュウリ、ニンジン）、甘エビ頭の味噌汁を家族全員が喫食していた。当日4名の昼食はそれぞれ別で共通性はなく、また、朝食で共通する食品は、みそ汁とグレープフルーツであった。残品等の検査を行っていないが状況から原因食として上記の甘エビ、イカの刺し身が推定された。</p> <p>本件は、家庭の食事（甘エビ刺し身、イカ刺し身（推定））を原因食とする腸炎ビブリオによる食中毒と確定した。</p>			
	撮 取 場 所	家庭	発 生 場 所	自宅ほか
44	<p>7月26日午後、大田区内の医師から下痢、腹痛、発熱等の症状を呈し入院している患者の勤務先の運輸会社に同様の発病者が数人いるとの通報が大森保健所にあった。</p> <p>保健所の調査により、同会社の社員8名が7月16日7時から20日16時にかけて下痢、腹痛、発熱、頭痛等の症状を呈してした。</p> <p>また、患者の共通食は社員食堂での食事のみであるが、残品もなく、発症日時がばらついていることから原因食品を特定するに至らなかった。</p> <p>なお、細菌検査の結果、拭き取り、食品（参考品）、従事者ふん便からは、原因と考えられる食中毒起因菌は検出されなかったが、患者ふん便からサルモネラ・エンテリティスを検出した。</p> <p>以上から、社員食堂の食事を原因とするサルモネラによる食中毒と断定した。</p>			
	撮 取 場 所	会社社員食堂	発 生 場 所	自宅ほか
45	<p>7月22日13時、中野区内の病院医師から、受診患者について食中毒の届出が中野保健所にあった。</p> <p>また、同時刻に中野区内中学校教頭から、同区内の同一施設で飲食した5名中4名が下痢等の食中毒症状を呈しているとの届出が同保健所にあった。</p> <p>保健所の調査により、7月17日夕に中野区内の飲食店において、予約客として飲食した4グループ36名のうち27名が7月17日23時30分から下痢、腹痛等の食中毒症状を呈していることが判った。</p> <p>細菌検査の結果、喫食者ふん便の多数から腸炎ビブリオを検出し、同菌を病因物質と特定したが、拭き取り、食品（参考品）等からは、同菌は検出されなかった。</p> <p>また、個人別の喫食調査により、食品毎のマスターテーブルおよびカイニ乗値から、刺し身盛り合わせ（ホタテ、甘エビ、エビ）を原因食品と特定した。</p>			
	撮 取 場 所	飲食店	発 生 場 所	自宅ほか



番 号	概 要			
46	<p>7月18日16時、豊島区内医師から、食中毒患者が発生した旨の届出が豊島区池袋保健所にあった。患者は新宿区内在住の1名で、腹痛、下痢等の食中毒症状を7月17日19時から呈し、ふん便からカビロクター・ジェジュニが検出された。</p> <p>患者の喫食状況を調査したところ、家庭での食事以外にラーメン、コンビニエンスストアの弁当およびハンバーガー等、3ヶ所の外食が確認されたが、いずれの施設からも同様の苦情はなく、その他の喫食状況もあいまいであり、原因施設の断定には至らず原因施設不明の食中毒事件となった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
47	<p>7月22日午前、台東区内医師から、食中毒患者が発生した旨の届出が台東区浅草保健所にあった。患者は葛飾区内在住の1名で、7月21日午前5時から腹痛、血便を伴う下痢症状を呈しており、腸管出血性大腸菌の疑いがあるとのことであったが、都立衛生研究所で検査したところ、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出された。</p> <p>患者の喫食状況を調査したところ、家庭での食事以外にも寿司、法事の会食があり、うち法事の会食参加者20名のうちその他発症者が1名いることが確認された。</p> <p>検査の結果、会食料理の残品のアナゴから腸炎ビブリオが検出されたが、ふん便のものは血清型が異なっていたことと、その他拭き取り、残品等からは食中毒起因菌は検出されなかったことから、法事の会食料理が原因の食中毒と断定することはできなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
48	<p>7月26日16時20分、杉並区内医師から、食中毒症状を呈した患者2名のふん便から腸炎ビブリオが検出された旨、杉並区西保健所に届出があった。</p> <p>患者は家族4名であり、7月21日22時から22日8時にかけておう吐、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。</p> <p>共通食から7月21日の昼食の寿司と、夕食のレストラン食事が疑われたが、両施設の拭き取り、検査、従業員ふん便等から食中毒起因菌は検出されず、また同様の苦情もなかったことから、原因施設を特定できなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
49	<p>7月26日14時35分、練馬区内医師から、食中毒症状を呈した患者ふん便から腸炎ビブリオが検出された旨、練馬区石神井保健所に届出があった。</p> <p>患者は1名で、7月21日22時から、腹痛、吐き気、下痢、おう吐等の食中毒を呈していたが、喫食内容はほとんど覚えておらず、原因施設を特定する事はできなかった。</p> <p>また、患者の腸炎ビブリオ菌株は病院で廃棄されており、行政で確認検査はできなかったため、病因物質も不明（腸炎ビブリオ疑い）の食中毒事件として処理した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
50	<p>7月31日10時30分、世田谷区内医師から、食中毒症状を呈した患者ふん便からサルモネラ09群が検出された旨、世田谷区玉川保健所に届出があった。</p> <p>患者は1名で、7月22日17時から発熱、腹痛、下痢等の食中毒症状を呈しており、喫食状況から家庭の食事及び焼肉店での食事が疑われた。</p> <p>しかし、家族からの発病はなく、家族の検便、拭き取り検査等からは食中毒起因菌は検出されなかった。一方、焼肉店では、他の利用者からの苦情はなく、拭き取り、参考食品、従事者ふん便からは食中毒起因菌は検出されなかった。</p> <p>以上の結果から、食中毒の原因施設及び原因食品を特定するには至らなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅

番号	概要			
51	<p>7月29日17時00分、東村山市内医師から、食中毒症状を呈した患者ふん便からサルモネラが検出された旨、東村山保健所に届出があった。</p> <p>患者は1名で、7月22日20時から下痢、吐き気、おう吐、発熱等の食中毒症状を呈していた。喫食先は、自宅と飲食店での外食があったが、飲食店に同様の有症の届出はなく、自宅も発生から探知まで日数を要したため残品もなく、原因施設を特定することはできなかった。また、患者ふん便から検出されたサルモネラ菌株は病院で廃棄されており、行政で確認検査ができなかったため、病因物質も不明（サルモネラ疑い）の食中毒事件として処理した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	電車の中
52	<p>8月2日17時00分、あきる野市内医師から、食中毒症状を呈した患者ふん便から下痢原性大腸菌O125が検出された旨、五日市保健所に届出があった。</p> <p>患者は1名で、8月23日8時から腹痛、下痢、吐き気、おう吐等の症状を呈していた。また、患者の食事は家庭のみで外食等はなく、家庭の食事が原因と疑われた。しかし、家庭の調査等に協力を得られなかったため、原因施設、原因食品の特定には至らなかった。</p> <p>また、患者ふん便から検出された下痢原性大腸菌O125の菌株は、病院検査室で廃棄されており、行政で確認検査ができなかったため、病因物質も不明の食中毒事件として処理した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
53	<p>7月30日10時、練馬区内の医師から、食中毒症状を呈した患者ふん便からサルモネラが検出された旨、練馬区石神井保健所に届出があった。</p> <p>患者は1名で、7月24日17時頃から下痢、発熱、腹痛等の症状を呈していた。検査の結果、ふん便よりサルモネラ・インファンリスを検出した。また、患者の食事は家庭と飲食店での外食があったが、患者の家族に発病はなく、食品の残品等もなかったこと、飲食店については発症者の協力が得られず、調査ができなかったことから、原因施設、原因食品の特定には至らなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
54	<p>7月24日11時30分、調布市内在住者から、7月23日の昼に港区内飲食店で食事をしたところ、食中毒症状を呈した旨、港区芝保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、23日昼食の利用客のうち、4グループ12名が24日1時から25日6時30分にかけて、おう吐、下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈しており、うち3名のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者らの喫食食品は幕の内弁当とそばであり、2つのメニューに共通する食材としてだし巻、焼き魚、鯛刺身等11品目が判明し、喫食状況から鯛の刺身が原因食品と推定された。</p> <p>食材の調理方法を確認したところ、普段刺身は当日仕入れた物を提供するとのことであったが、7月23日の鯛刺身は、前日の残り物を「昆布メ鯛」として調理したことが判明した。前日、鯛の残り物を塩水と昆布の調合液に浸したまま、数時間室温で放置しており、鯛下処理時の水洗不十分と適度な塩分添加状態での室温放置等により、増菌させてしまったものと考えられた。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅ほか
55	<p>7月26日14時35分、練馬区内医師から、食中毒症状を呈した患者のふん便から腸炎ビブリオが検出された旨、練馬区石神井保健所に届出があった。</p> <p>患者は同区内の家族5人のうち父、母、子2人の4名が、7月24日5時から14時にかけて、下痢、腹痛、おう吐等の症状を呈していた。喫食状況調査から4名の共通食であるカニが強く疑われた。しかし、カニの残品はなく、家庭の拭き取り及び販売店の拭き取り、参考食品の検査からは食中毒起因菌は検出されず、他の類似苦情者がいないことから、原因施設、原因食品を特定することはできなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅

番 号	概 要		
56	<p>8月2日14時00分、あきる野市内医師から、同市内家族3名が食中毒症状を呈し、患者ふん便よりカンピロバクターが検出された旨、五日市保健所に届出があった。</p> <p>患者は5人家族のうち子供3名が、7月24日12時から7月25日21時にかけて、下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈していた。喫食を調査したところ、外食はなく家庭の食事が原因と疑われた。</p> <p>しかし、家庭の拭き取り調査等に協力を得られなかったため、原因施設、原因食品の特定には至らなかった。また、患者ふん便由来のカンピロバクター菌株は病院で廃棄されており、行政で確認検査ができなかったため、病因物質も不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	摂取場所	不明	発生場所 自宅
57	<p>7月30日10時、練馬区内医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、練馬区石神井保健所に届出があった。</p> <p>患者は1名で、7月25日8時からおう吐、下痢、腹痛、発熱等の食中毒を呈していた。</p> <p>検査の結果、患者ふん便からカンピロバクターが検出された。喫食状況を調査したところ、発症前の6日間に家庭の食事と7回の飲食店の食事が確認されたが、家族に発症はなく、食品等の残品はなかったこと、また、飲食店のいずれの施設にも同様の苦情はなかったため、原因施設、原因食品の特定には至らなかった。</p>		
	摂取場所	不明	発生場所 自宅
58	<p>7月29日17時00分、東村山市内医師から、食中毒症状を呈した患者ふん便から腸炎ビブリオが検出された旨、東村山保健所に届出があった。</p> <p>患者は1名で、7月25日2時から腹痛、下痢、吐き気、おう吐、発熱等の症状を呈していた。</p> <p>喫食状況を調査したところ、患者は発症前2日間の食事をすべて1人で摂っており、原因施設、原因食品の特定には至らなかった。</p> <p>また、患者ふん便から検出された腸炎ビブリオ菌株は、病院で廃棄されており、行政で確認検査ができなかったため、病因物質も不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	摂取場所	不明	発生場所 自宅
59	<p>8月7日15時35分、あきる野市内病院医師から、食中毒症状を呈した患者ふん便から腸炎ビブリオが検出された旨、五日市保健所に届出があった。</p> <p>患者は1名で、7月26日15時から腹痛、下痢、おう吐等の食中毒症状を呈していた。患者の食事は家庭と飲食店があったが、家族に発症はなく、拭き取りの協力が得られなかったこと、飲食店については他に類似発病の届出がなかったことから、原因施設、原因食品の特定には至らなかった。</p> <p>また、患者ふん便から検出された腸炎ビブリオ菌株は、病院で廃棄されており、行政で確認検査ができなかったため、病因物質も不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	摂取場所	不明	発生場所 自宅
60	<p>8月1日17時10分、あきる野市内病院医師から、食中毒症状を呈した患者ふん便から腸炎ビブリオが検出された旨、五日市保健所に届出があった。</p> <p>患者は同市内の家族3名で、7月27日2時から28日0時にかけて腹痛、下痢、おう吐等の食中毒症状を呈していた。共通食は、家庭で調製した昼食の弁当と飲食店での食事があった。しかし、家庭の拭き取りは協力が得られず、また、飲食店については他に類似発病の届出がなかったことから、原因施設、原因食品の特定には至らなかった。</p> <p>また、患者ふん便から検出された腸炎ビブリオ菌株は、病院で廃棄されており、行政で確認検査ができなかったため、病因物質も不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	摂取場所	不明	発生場所 自宅

番号	概要			
61	<p>7月29日16時15分、兵庫県内在住者から、法事のため足立区内親戚宅に宿泊したところ、親戚を含めた7名中5名が7月28日18時から29日3時にかけて腹痛、下痢、発熱等の症状を呈し、うち1名が入院した旨、足立保健所に連絡があった。</p> <p>共通食は7月27日20時から21時30分にかけてのすし店での会食と、28日12時から13時にかけての法事の仕出し料理があった。</p> <p>検査の結果、患者ふん便、すし店の食品残品から腸炎ビブリオが検出された。しかし、腸炎ビブリオの血清型が患者のふん便と食品で異なること、両施設ともに他グループからの発病の届出もなく、潜伏時間等を考慮すると、原因施設を特定することはできなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
62	<p>7月30日10時40分、府中市内医師から、江東区内すし店でにぎりすしを喫食した家族及びその友人が食中毒症状を呈している旨、府中保健所に届出があった。</p> <p>保健所が調査したところ、当該グループを含めた3グループ12名が7月29日21時から31日1時にかけて、おう吐、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈しており、4名の患者ふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はすしのみで、さらにすし種の鯛から腸炎ビブリオが検出されたことから、にぎりすしを原因食品とする食中毒と断定した。なお、原因食材については患者の喫食食品が多岐に渡っていたことや、残品が無かったため、特定することはできなかった。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅
63	<p>8月2日16時30分、東久留米市内医師から、文京区内飲食店で催された会食に参加した者のうち数名が食中毒症状を呈しており、その内の1名を診察した旨、東久留米保健所に届出があった。</p> <p>保健所が調査したところ、当該グループを含めた飲食店利用者2グループ33名のうち2グループ18名が、7月30日3時から8月1日18時にかけて、おう吐、下痢、吐き気、発熱等の食中毒症状を呈していることが判明した。</p> <p>患者共通食は、7月29日夜の当該飲食店での会食料理のみであることから、会食料理を原因食品と断定した。</p> <p>しかし、患者ふん便、参考食品、拭き取りから原因と考えられる食中毒菌は検出されず、原因物質不明の食中毒事件として処理した。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅
64	<p>7月31日15時30分、葛飾区内医師から、足立区在住の夫婦2名が食中毒症状を呈して入院しているとの連絡が葛飾北保健所にあった。</p> <p>患者は7月30日6時から7月30日7時にかけて下痢、腹痛、おう吐、発熱等の食中毒症状を呈しており、ふん便から腸炎ビブリオが検出された。</p> <p>喫食状況を調査したところ、患者の食事は家庭と飲食店での外食があったが、家庭は調査協力が得られず、また、飲食店には他に同様の苦情はなく、参考食品、拭き取り、従業員ふん便から食中毒起因菌は検出されなかったことから、原因施設、原因食品を特定することはできなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
65	<p>8月8日世田谷区内医師から、8月1日に食中毒症状を呈した患者ふん便からカンピロバクターが検出された旨、連絡があった。</p> <p>患者は家族4名で7月30日12時から8月1日21時にかけて、腹痛、吐き気、しぶり腹、脱力感等の食中毒症状を呈していた。</p> <p>喫食状況を調査したところ、患者の食事は家庭と飲食店での外食があったが、家庭での喫食内容はほとんど覚えていなかった。また、唯一記憶にある飲食店を調査したところ、参考食品の手羽先、ささみ等からカンピロバクターが検出された。なお、当該店舗ではささみを生で「鳥刺」として提供しており、これを家族全員が喫食していた。</p> <p>今回、潜伏時間、発症状況から「鳥刺」が原因食品として疑われたが、家庭での喫食状況の把握や検査協力が得られなかったこと、また当該店舗に他に同様の苦情はなく、拭き取り、従業員ふん便から食中毒起因菌は検出されなかったことから、原因施設、原因食品を特定することはできなかった。</p> <p>また、患者ふん便から検出されたカンピロバクター菌株は病院で廃棄されており、行政で確認検査ができなかったため、病因物質不明の食中毒事件として処理した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅

番 号	概 要			
66	食中毒の概要（詳報）参照			
	撮 取 場 所	勤 務 先	発 生 場 所	勤 務 先
67	<p>8月7日13時40分、港区内医師から、食中毒と疑われる患者を診察した旨の届出が、港区赤坂保健所にあった。</p> <p>患者は同じ会社社員2名で、利用した港区内飲食店を調査したところ、当該グループを含め2グループ8名が8月2日5時30分から、腹痛、下痢等の食中毒症状を呈していることが判明した。患者はいずれも昼の定食を喫食しており、昼の定食が原因の食中毒として断定した。また、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出された。</p> <p>昼の定食は、タコとハーブのマリネ、スパゲッティー(4種類から選択)、ゼリー、飲物(4種類から選択)であった。患者の喫食状況から前菜のタコとハーブのマリネが疑われたが残品はなく、施設拭き取り、参考品から食中毒起因菌は検出されなかったことから、いずれのメニューが原因であるかは特定できなかった。</p> <p>なお、当該店舗では同系列支店の仕込みも引き受けており、取扱い能力を超えた調理があったことと、夜に提供した食品の残品を昼定食に提供していたことなどの問題点が見受けられ、これらが原因で食中毒事件に至ったのではないかと考えられた。</p>			
	撮 取 場 所	飲 食 店	発 生 場 所	自 宅
68	<p>8月4日10時50分、足立区内の医療機関医師から、食中毒の疑いのある患者3名を診察した旨の届出が足立保健所にあった。</p> <p>患者らは、8月3日12時30分から荒川区内のすし店で、9家族23名で会食（精進落とし）を行っており、保健所の調査により、参加者のうち8家族12名が同日17時30分から8月4日6時にかけて、腹痛、下痢等の症状を呈していたことが判明した。患者らに共通する食事は当該すし店での会食しかなく、また、細菌検査の結果、患者ふん便、従事者ふん便、食品残品（アオヤギ）から腸炎ビブリオを検出した。以上から、同店での会食（アオヤギ）を原因食品とする、腸炎ビブリオによる食中毒と断定した。</p>			
	撮 取 場 所	不 明	発 生 場 所	新 宿 区 内
69	食中毒の概要（詳報）参照			
	撮 取 場 所	家 庭	発 生 場 所	自 宅
70	食中毒の概要（詳報）参照			
	撮 取 場 所	給 食 施 設	発 生 場 所	自 宅 ほか
71	<p>8月9日16時00分、町田市内医師から、食中毒症状を呈した患者ふん便から腸炎ビブリオが検出された旨、町田保健所に届出があった。</p> <p>患者は1名で、8月6日6時から、下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈していた。患者の喫食は家庭の食事と会社での弁当があったが、患者の家族に発病はなかった。</p> <p>また、会社での弁当は同会社社員と2名で喫食しており、もう1名も同様に食中毒症状を呈していることが判明した。しかし、弁当製造施設を調査したところ、同様の苦情届出はなく、施設の拭き取り、食品検査からも食中毒起因菌は検出されなかったことから、原因施設不明の腸炎ビブリオ食中毒事件として処理した。</p>			
	撮 取 場 所	飲 食 店	発 生 場 所	自 宅

番 号	概 要			
72	<p>8月12日11時30分、足立区内医師から、出血性下痢症状を呈した患者ふん便から腸管出血性大腸菌0157が検出された旨、足立区千住保健所に届出があった。</p> <p>患者は1名で、8月9日9時から下痢、おう吐、発熱等の食中毒症状を呈していた。患者の食事は家庭のみであったが、家族からの発病はなかった。また、家庭の拭き取り、家族の検便からは食中毒起因菌は検出されなかった。なお、患者のふん便由来の0157菌株の検査したところ、ベロ毒素産生性はなかった。以上のことから、原因物質不明の食中毒事件として処理した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
73	<p>8月14日14時、目黒区内の医師から、食中毒症状を呈した患者ふん便からサルモネラが検出された旨、目黒区目黒保健所に届出があった。</p> <p>患者は1名で、8月10日12時頃から下痢、発熱、腹痛等の症状を呈しており、検査の結果ふん便からサルモネラ・エンテリティディスが検出された。食事はほとんど家庭で喫食していたが、家族からの発病はなかった。また、詳細な喫食状況も覚えていなかったことから、原因施設、原因食品不明のサルモネラ食中毒事件として処理した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自営業事務所
74	<p>8月15日16時、足立区内の医師から、食中毒症状を呈した患者ふん便からサルモネラが検出された旨、足立区千住保健所に届出があった。</p> <p>患者は1名で、8月11日10時頃から下痢、腹痛、発熱等の症状を呈しており、検査の結果ふん便よりサルモネラ・ワグネルが検出された。食事は家庭の食事のみであったが、家族からの発病はなく、家族のふん便から食中毒起因菌は検出されなかった。以上のことから、原因施設、原因食品不明のサルモネラ食中毒事件として処理した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
75	<p>8月12日10時35分、昭島市内医師から、食中毒症状を呈した患者ふん便から腸炎ビブリオが検出された旨、立川保健所に届出があった。</p> <p>患者は家族2名で、8月11日9時から8月11日17時にかけて下痢、腹痛等の食中毒症状を呈していた。共通食は家庭での食事と飲食店での外食があったが、当該飲食店には同様の苦情はなく、施設拭き取り、食品、従業員ふん便検査等から食中毒起因菌は検出されなかったことから、原因施設を特定することはできなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
76	<p>8月13日9時、練馬区内事業所から同所内飲食店（飲食店許可有）を利用した3名が食中毒症状を呈している旨、練馬保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは8月12日12時から当該飲食店でピラフを喫食しており、同日13時15分から13時30分にかけて激しいおう吐、吐き気等の食中毒症状を呈していた。</p> <p>検査の結果、患者ふん便、施設拭き取り、従業員ふん便、残品のいりたまご、ベーコン、ご飯等からもバチルス・セレウスが検出された。</p> <p>発生要因として、当日最高気温が30.6度と高かったことと、12日以前に炊飯したご飯を常温で放置した後、使用したためではないかと考えられた。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	外出先
77	<p>8月16日11時45分、墨田区内医師から8月11日から12日にかけて東北旅行ツアーに参加したグループのうち、複数人が食中毒症状を呈している旨、墨田区本所保健所に届出があった。</p> <p>その後の調査で、旅行参加者42名のうち11名が8月12日22時から14日6時にかけて下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈していることが判明し、うち2名のふん便から腸炎ビブリオが検出された。</p> <p>発症状況から、旅行中の飲食が原因と考えられたが、同じメニューを喫食していた他の4グループには発症はなく、施設の拭き取り、食品、従業員ふん便等から食中毒起因菌は検出されなかったことから、原因施設、原因食品の特定には至らなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	不明

番 号	概 要			
78	<p>8月15日14時50分、新宿区内医師から数名の食中毒症状を呈した患者が入院した旨、新宿区新宿保健所に届出があった。</p> <p>患者は家族4名で、8月14日19時30分から8月16日2時にかけて腹痛、おう吐、下痢等の食中毒症状を呈していた。喫食状況を調査したところ、患者らは発症前の8月11日から14日にかけて、千葉県内に4家族15名でキャンプに出かけており、一緒にキャンプに行った別家族4名中3名も同様に食中毒症状を呈していることが判明した。また、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出された。</p> <p>患者らの共通食は、キャンプでの自炊と飲食店での食事があったが、自炊材料の仕入れ店舗、飲食店への苦情の届出はなかった。また、自炊での食品や器具の検査も実施できなかったため、食品を特定することはできなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自動車内
79	<p>8月14日16時、神津島村内病院医師から食中毒症状を呈した患者が入院した旨、島しょ保健所大島出張所神津島駐在に届出があった。</p> <p>患者は友人ら4名で8月14日11時から14日17時40分にかけて腹痛、下痢、おう吐等の食中毒症状を呈しており、患者ふん便より腸炎ビブリオが検出された。</p> <p>患者らの共通食は、複数の飲食店での食事とクルーザー内で調理した食事があったが、飲食店には同様の苦情届出はなく、拭き取り、食品等の検査から食中毒起因菌は検出されなかった。又、クルーザー内での食事の残品はなく、原因施設、原因食品の特定には至らなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	神津島村内
80	<p>8月15日16時10分、新島村内診療所医師から食中毒症状を呈している患者を診察した旨、島しょ保健所大島出張所新島支所に届出があった。</p> <p>患者は2家族3名で8月15日10時30分からおう吐、吐き気、腹痛等の食中毒症状を呈していた。共通食は8月10日から8月15日までの新島の自宅での食事しかなく、家庭での食事が原因の食中毒と断定した。また、8月15日朝食の五目ちらしと野菜炒めを喫食するまで長時間室温で放置していたことから、原因食品と疑われた。しかし、数日間にわたり家族全員で自宅食事を喫食していること、家庭の拭き取り、食品、患者ふん便から原因と考えられる食中毒起因菌は検出されなかったことから、原因食品、原因物質を特定することができなかった。</p>			
	摂取場所	家庭	発生場所	自宅
81	<p>8月22日16時、中央区内医師から食中毒症状を呈した患者1名を診察した旨、中央区中央保健所に届出があった。</p> <p>患者は8月17日、18日に行われた法事に参加した会社員24名中の16名であり、8月17日21時から下痢、腹痛等の症状を呈していた。また、患者ふん便より、病原性大腸菌0169 ST(+)を検出した。法事会場を調査したところ8月18日、19日に利用した他1グループ4名が8月20日から23日2時頃に食中毒症状を呈していたことが判明し、同様に患者便より病原性大腸菌0169 ST(+)を検出した。患者の共通食は法事会場の食事のみであったが、会場では複数の仕出し店から食品を仕入れ、そのまま提供していた。全ての食品の製造元を調査したが、各々の製造元に苦情はなく、食品、施設拭き取りから食中毒起因菌は検出されなかった。また、患者の喫食状況から原因施設は特定できなかった。</p> <p>これらのことから原因施設を特定することはできなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
82	<p>8月31日11時20分、武蔵野市内医師から8月21日に下痢症状を呈した患者のふん便から、<i>ビブリオ</i>と推定される菌が検出された旨、所轄保健所に届出があった。</p> <p>患者は1名で8月21日朝から腹痛を呈していた。喫食状況を確認したところ、家庭と飲食店での食事があったが、家族に発症者はおらず、また、飲食店にも苦情はないことから、原因施設を特定することはできなかった。</p> <p>なお、患者ふん便を都立衛生研究所で検査したところ、<i>ビブリオ</i>を検出した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅

番号	概要			
83	<p>8月30日10時、荒川区医師から食中毒症状を呈した患者ふん便からサルモネラ07群が検出された旨、荒川保健所へ届出があった。</p> <p>保健所が調査したところ、患者は家族4名で8月22日午前8時より8月24日にかけて下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈しており、患者ふん便からサルモネラ07群が検出された。</p> <p>共通食は、家庭と飲食店の食事があったが、飲食店には苦情はなく、施設の拭き取り及び参考食品からは食中毒起因菌は検出されなかったことから、原因施設を特定することはできなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
84	<p>8月27日13時15分、大田区内に勤務する会社員から8月23日夕方、目黒区内飲食店で喫食したところ、食中毒症状を呈したとの連絡が目黒区碑文谷保健所にあった。</p> <p>患者は同じ会社社員11名中10名で、8月23日23時30分から8月24日23時にかけておう吐、腹痛、下痢、発熱等の食中毒症状を呈しており、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出された。</p> <p>共通食は、当該飲食店での食事しかなく、原因施設と断定した。</p> <p>しかし、施設拭き取り、従事者ふん便、食品からは食中毒起因菌は検出されず、喫食状況からも原因食品を特定することはできなかった。</p> <p>また、当該飲食店では患者グループのみにアオヤギ、マグロ、シャコ、イワシ、カンパチ等の刺身を提供していた。この刺身調製の際、シャコやアオヤギ等を水洗いせずに刺身用のバットに入れ、棚にしたマグロ、カンパチと一緒に保管していたことから、そこで二次汚染が起きたと考えられた。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅
85	<p>9月10日12時15分、立川市内病院から入院患者ふん便からサルモネラ菌が検出され、食中毒と診断した旨、立川保健所に届出があった。</p> <p>保健所が調査したところ、患者は家族3名中の2名で、9月1日3時からおう吐、下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈していた。</p> <p>共通食は家庭と食料品販売店で購入した弁当があったが、家庭の食事の残品はなく、食料品販売店及び、弁当製造業者においても苦情はなかったことから、原因施設を特定することはできなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
86	<p>9月5日12時、町田市内勤務の会社員から、同市内の飲食店で会食したところ、食中毒症状を呈した旨、町田保健所へ届出があった。</p> <p>会社員グループ35名は、この飲食店で2日20時から23時にかけて会食しており、このうち20名が3日3時頃から4日12時30分頃にかけて、腹痛、下痢、発熱等の症状を呈した。</p> <p>患者ふん便及び参考品（マグロ）から腸炎ビブリオが検出され、患者の共通食が2日夜の会食料理のみであったことから、同飲食店の会食料理を原因とする腸炎ビブリオ食中毒と断定した。</p> <p>事件当日は残暑が厳しく、調理室内の温度が上昇し細菌の増殖を促したものと推定された。また、4グループ90名分もの調理を2名の調理従事者が行っており、調理能力を超えた受注が、猛暑の中で事件を招いたものと考えられた。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅ほか
87	<p>9月11日17時、山梨県から、同県内の医師より都内在住の患者ふん便から病原性大腸菌0128が検出された旨の届出があったと衛生局へ通報があった。</p> <p>患者は、3日21時に下痢、その後6日に下痢、発熱等の症状を呈していた。発病前の3日18時に法事の仕出し弁当を喫食しており、他の喫食者も発病している疑いがあるとのことであったが、他に患者は確認されず、それ以前の喫食状況については調査できなかった。</p> <p>また、山梨県において、医療機関で検出された大腸菌についてはベロ毒素産生性のないことを確認した。以上のことから、原因施設、原因食品、病因物質いずれも不明の事件として処理した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	不明



番 号	概 要			
88	食中毒概要（詳報）参照			平成8年9月11日プレス発表
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅ほか
89	<p>9月6日9時、文京区在住者から食中毒症状を呈した旨、中央保健所へ届出があった。届出者は母親と5日11時30分頃より、中央区内の飲食店でちらしずしを喫食し、6日4時30分から6時30分にかけて2名とも下痢、腹痛等の症状を呈していた。</p> <p>また、12日にも中央区内勤務の公務員から、当日に同店で同僚とちらしずしを喫食したところ、2名とも同様に食中毒症状を呈した旨、中央保健所に届出があった。</p> <p>患者4名の共通食は同店で提供されたちらしずしのみであり、患者ふん便及びずし種残品（赤貝、マグロ）から腸炎ビブリオが検出されたことから、同店のちらしずしによる食中毒と断定した。</p> <p>本件は魚介類の水洗いや冷蔵管理がおろそかであったために発生したものと考えられた。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅ほか
90	<p>9月9日、世田谷区内勤務の公務員より、勤務先の職員らが食中毒症状を呈した旨、保健所に届出があった。</p> <p>患者ら23名は、6日18時30分から世田谷区内のすし店で宴会を行った後、同日23時30分から9名が下痢、腹痛の症状を呈していた。</p> <p>また、6日の同店の別の利用客から同様の届出があり、あわせて10名の患者が確認された。</p> <p>患者の共通食は同店の食事のみであり、患者及び従事者ふん便より腸炎ビブリオが検出されたことから、同店の宴会料理を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>当日は宴会の開始時間が遅れ、刺身盛り合わせが1時間以上も常温放置されたことなどが、腸炎ビブリオの増殖を促したものと考えられた。</p> <p>なお、5日昼に同店のにぎりずしを喫食した者からも、3名中1名が同様に発病したとの届出があり、因果関係が疑われたが食中毒との断定には至らなかった。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅
91	<p>9月10日11時30分、文京区内勤務の会社員より、社員旅行に行ったところ10数名が食中毒症状を呈したと本郷保健所に届出があった。</p> <p>届出者らは、6日から8日にかけて宮崎県と鹿児島県へ旅行しており、8日6時15分から11日13時にかけて42名中18名が腹痛、下痢等の症状を呈していた。</p> <p>患者ふん便からは腸炎ビブリオが検出されたが、旅行中の共通食が複数あり、それぞれについて他に同様の患者発生がなかったことから、原因施設不明の食中毒となった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	空港ほか
92	<p>9月13日午後、立川市内の医師より、検便から腸炎ビブリオを検出した入院患者について、食中毒の届出が、立川保健所にあった。</p> <p>患者は、11日11時から腹痛、下痢等の症状を呈しており、前日の10日夕食に武蔵村山市内のすし店でにぎりずしを喫食していた。</p> <p>また、当日に同店の出前すしをとった8家族15名のうち1家族2名が食中毒様症状を呈していたため、同店が原因施設として疑われたが、その後の状況調査や検査結果から原因施設と断定することはできなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	勤務先
93	<p>9月20日17時15分、板橋区内の病院医師から板橋保健所へ食中毒の届出があった。</p> <p>11日夜から食中毒症状を呈した入院患者について同院で検便を行ったところ、サルモネラO9群を検出したとのことであった。</p> <p>患者は8日、9日に妻と2人で山形県内の妹宅や飲食店を訪れて食事をしたほか、新宿区内の飲食店、自宅で食事をしたが、他に類似患者が確認されず、原因不明の食中毒となった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	不明

番号	概要			
94	食中毒概要（詳報）参照			
	摂取場所	病院食堂	発生場所	病院食堂
95	<p>9月17日9時、板橋区内のすし店業者より、同店の団体客のうち数名が食中毒症状を呈した旨、赤塚保健所に届出があった。</p> <p>また、同日11時に同団体（板橋区内事業所）の者から同様の届出があった。</p> <p>患者ら17名は、13日18時より同店で会食、うち11名が14日4時から15日7時にかけて、腹痛、下痢等の症状を呈した。</p> <p>患者及び喫食者のふん便からは腸炎ビブリオが検出され、共通食が同店で会食料理のみであることから同店を原因施設と断定した。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅ほか
96	<p>9月21日11時20分、世田谷区内の医療機関より、食中毒の疑いがある患者について 0157世田谷ホットラインに届出があった。</p> <p>患者は17日14時より腹痛、下痢等の症状を呈し、検便の結果、腸炎ビブリオが検出された。</p> <p>喫食状況から16日19時30分から友人と喫食した世田谷区内のすし店での食事が疑われたが、友人や同店の利用客等から他に患者は確認されず、原因施設不明の食中毒となった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	勤務先
97	<p>9月24日11時、杉並区在住者から、食中毒症状を呈したとの届出が東保健所にあった。</p> <p>また、9月25日16時40分、杉並区内の飲食店業者より、利用客3名が同様症状を呈していると東保健所に届出があった。</p> <p>届出者は、家族2名で20日11時30分から12時30分にかけて、同飲食店でロースカツ定食とイカフライ定食を半分ずつ喫食し、翌21日9時30分から2名とも下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。さらに、同店業者から届出のあった3名のうち少なくとも1名が、同時刻にヒレカツ定食を喫食し21日11時30分より同様に発病していたことが判明し、同店を原因施設と断定した。</p> <p>検査の結果、患者及び従事者のふん便のほか、ふきとり、参考品（千切りキャベツ、トンカツ用生肉、コロッケのもと、トンカツのタレ（大根おろしと卵黄身））から、<i>サルモネラ・エンテリティス</i> が検出された。</p> <p>以上の結果から、手指や器具類を介して調理場内はもとより、数種類の食品が汚染され、室温の上昇や長時間の放置等により発症菌量に達したものと考えられたが、具体的な原因食品の特定には至らなかった。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅ほか
98	<p>9月30日13時5分、文京区内の公務員から渋谷区内のすし店で食事をした4名が吐き気、おう吐、腹痛、下痢、発熱等の症状を呈した旨、渋谷区保健所へ届出があった。また、世田谷保健所にも世田谷区内の会社員6名が同店を利用し、同様に発病したとの届出があった。</p> <p>調査が可能であった同店の利用客のうち、25日19時及び26日18時30分から利用した9グループ30名が、26日20時30分から28日9時までに食中毒症状を呈していた。共通食は他にはなく、原因食品は同店のすしであると断定されたが、検査の結果、病因物質は検出されなかった。</p> <p>同店は、食材を系列店と一括仕入れしているが、他店では発病がなく、同店で何らかの汚染があったものと考えられたが、汚染経路は判明しなかった。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅ほか
99	<p>10月1日9時、武蔵野市内の医師から三鷹市内の会社員4名が食中毒様症状を呈しているとの届出が、三鷹保健所にあった。</p> <p>患者らは、9月25日18時から20時にかけて、武蔵野市内の飲食店で送別会の会食をしており、この送別会に参加した24名のうち15名が26日4時30分から10月1日20時にかけて、腹痛、下痢、発熱等の症状を呈したことが判明した。患者及び非発病者のふん便から、<i>カンピロバクター・ジエジニ</i> が検出され、他に共通食がなかったことから同店での食事が原因と断定した。</p> <p>同店では、鶏肉刺身（茹ササミ、生砂肝）が提供され、参考品から型は異なるが<i>カンピロバクター・ジエジニ</i> 及びサルモネラを検出した。また、喫食状況から茹ササミが疑われたが、他への二次汚染による可能性もあり、原因食品は特定できなかった。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅

番号	概要			
100	食中毒概要（詳細）参照			平成9年10月17日プレス発表
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅
101	<p>11月12日10時、保谷市内在勤者から、同僚らが食中毒症状を呈していると田無保健所に届出があった。</p> <p>会社員グループ10名は、5日18時から保谷市内の飲食店で会食を行ったほか、給食及び仕出し弁当を喫食しており、うち9名が6日11時から7日12時にかけて腹痛、下痢、発熱の症状を呈した。</p> <p>検査の結果、患者、喫食者、及び従事者のふん便、同店の残品（冷凍甘エビ）及びふきとりからサルモネラ・エンテリティディスが検出された。一方、給食、仕出し弁当に関わる検体から同菌は検出されず、他に患者が確認されなかったことから同飲食店の会食料理を原因とする食中毒と断定した。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	勤務先
102	<p>12月3日10時頃、大田区内の事業所から蒲田保健所に、職員1名が食中毒症状を呈しているとの通報があった。</p> <p>患者は、11月30日18時から大田区内の飲食店で知人ら12名で会食しており、そのうち複数の者が吐き気、おう吐、下痢等の症状を呈していた。</p> <p>同店の他の利用客について調査したところ、11月29日から12月2日の利用者のうち、届出のあったグループを含む予約客ら72名が同様の症状を呈していたことが判明した。</p> <p>患者の共通食が他になかったことから、同店の会食料理を原因とする食中毒と断定したが、患者ふん便等から食中毒起因菌が検出されず、病因物質は判明しなかった。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅ほか
103	食中毒概要（詳細）参照			平成9年12月11日プレス発表
	摂取場所	飲食店	発生場所	旅行先ほか
104	<p>12月9日11時50分、青梅市内の医師から青梅保健所に食中毒症状を呈している患者を診察したとの届出があった。</p> <p>患者は6日17時から19時30分にかけてあきる野市内の飲食店で同僚とともに37名で会食しており、うち22名が7日0時から9日12時にかけて、吐き気、おう吐、下痢等の症状を呈していた。</p> <p>患者の共通食は他になく、同店を原因施設とする食中毒と断定したが、検体から食中毒起因菌は検出されず、病因物質及び原因食品の決定には至らなかった。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅ほか
105	<p>12月9日、市場衛生検査所世田谷出張所から砧保健所へ、7日18時から世田谷区内の飲食店で会食した世田谷区内の会社員7名の中に食中毒症状を呈した者がいるとの通報があった。</p> <p>調査の結果、同店で7日18時から会食した2グループ及び8日18時から会食した1グループから患者が確認された。患者は、3グループ42名の喫食者のうち29名で、7日22時から12日9時にかけておう吐、腹痛、下痢等の症状を呈していた。</p> <p>患者の共通食は同店の会食料理のみであり、同店を原因施設とする食中毒と断定したが、原因食品として、カキと白子の酢の物が推定されたものの、特定には至らなかった。また、病因物質については患者ふん便等から食中毒起因菌が検出されず、不明であった。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅ほか

番号	概要			
106	<p>12月18日11時42分、杉並区内の医師から西保健所へ、患者ふん便からサルモネラが検出されたとの届出があった。</p> <p>患者は10日17時から腹痛、下痢、吐き気等の症状を呈していたが、家族の発病もなく、他に患者は確認されなかった。また、家族のふん便、家庭の拭き取りから食中毒起因菌は検出されなかった。</p> <p>このため、<i>サモネラ・エンテリテイス</i>による食中毒と断定したが、原因食品及び原因施設の特定には至らなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
107	<p>12月19日、文京区内の医師から本郷保健所へ、食中毒患者の届出があった。</p> <p>患者は荒川区在住の家族4名のうちの2名で、15日7時から16日8時にかけて食中毒症状を呈していた。患者の共通食は家庭の食事のみであり、患者と非発病の家族のふん便から <i>サモネラ・エンテリテイス</i> が検出された。</p> <p>以上の結果から、家庭の食事を原因とする食中毒と断定したが原因食品の特定には至らなかった。</p>			
	摂取場所	家庭	発生場所	自宅
108	<p>12月24日17時、荒川区内事業所勤務の公務員から荒川保健所へ、19日に荒川区内の飲食店で会食したところ、出席者11名中9名が、20日15時30分から23日にかけて下痢、吐き気等の食中毒症状を呈したと届出があった。</p> <p>また、同店で20日に会食した荒川区内の会社員ら13名中7名も同様な症状を呈していた。</p> <p>2グループ16名の患者の共通食は他になく、同店の会食料理を原因とする食中毒と断定したが、患者ふん便等から食中毒起因菌は検出されず病因物質は不明であった。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	勤務先ほか
109	<p>12月26日11時20分、品川区内の医療機関職員から荏原保健所へ、20日19時30分から22時にかけて品川区内の飲食店で会食したところ、吐き気、おう吐、下痢、発熱等の症状を呈したと届出があった。</p> <p>勤務先の忘年会の参加者26名中13名が22日0時から23日7時にかけて食中毒症状を呈していた。</p> <p>患者の共通食は他になく、同店の会食料理を原因とする食中毒と断定したが、患者ふん便等から食中毒起因菌は検出されず、病因物質は不明であった。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅ほか
110	<p>12月25日10時20分、荒川区内の医師から荒川保健所に、食中毒の疑いがある患者を診察したとの届出があった。</p> <p>患者は荒川区内の兄弟3名で、いずれも24日21時30分から体調不良を訴え、続いておう吐、下痢、発熱等の症状を呈した。</p> <p>患者の共通食は複数あり、それらについて調査したが、他に患者が確認されず、患者ふん便等から食中毒起因菌が検出されなかったことから原因不明の食中毒となった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
国外	<p>8月27日11時13分、福島県から衛生局へ、21日から24日にかけて台湾旅行に行った福島県内の団体職員が食中毒症状を呈したと通報があった。</p> <p>旅行の参加者23名のうち15名が24日23時50分から26日にかけて下痢、腹痛等の症状を呈しており、患者ふん便から下痢原性大腸菌が検出された。</p> <p>患者の共通食は、往復の機内食および台湾旅行中の食事のみであったが、往復の機内食については他に苦情はなく、台湾旅行中の食事については、詳細は不明であり、原因食品、原因施設の特定には至らなかった。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅